総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

情報アクセシビリティ確保に向けた取組み

令和５年３月23日
情報流通行政局　情報活用支援室

デジタル活用共生社会実現会議報告書（概要）

目指すべき社会像

年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる「包摂的（インクルーシブ）」な社会の実現（2019年４月報告書公表）。

解決すべき課題

高齢者
- 身体・認知機能の低下への対応
- 生きがい、再活躍の場づくり
- 独居世帯の増加、つながりの希薄化への対応

障害者
- 日常生活等の支援
- 就労環境の整備
- 社会の意識改革（心のバリアフリー）

育児・介護等世代
- 育児・介護等による離職防止
- 仕事と育児・介護等の両立
- ICTスキル習得による活躍のきっかけ作り

多文化共生
- 言葉の壁の打破
- 生活基盤の立上げ支援（各種手続等の支援）
- 文化等の相互理解

Society5.0時代を支えるIoT、AI、5G等のICTの技術が進展する中で、
デジタル活用の利便性を誰もが享受できるよう、課題解決に向けたICT活用施策を講じる

① デジタル活用支援員の整備
・身近な場所で身近な者に**高齢者等がICTに関する相談**ができる**「デジタル活用支援員」の整備**

② 地域ICTクラブの普及
・地域でICTスキルを**子供たちが世代を超えて学び合う「地域ICTクラブ」**の全国展開

③ 障害当事者参加型技術開発の推進
・**障害当事者参加型のICT機器・サービスの開発促進**（機器・サービスの開発助成、障害情報共有PFの構築）

④ 情報アクセシビリティの確保
・ICT機器・サービスがアクセシビリティ基準を満たしているかどうかを**企業が自己評価を行う日本版VPAT導入**
・政府情報システムの調達におけるアクセシビリティ要件の強化

⑤ テレワーク環境の整備・多言語対応等
・**テレワーク等の環境整備**（障害者、高齢者、育児・介護等世代の就労支援）
・「やさしい日本語」の 活用促進による**多言語音声翻訳システムの精度向上**
・行政手続や公共サービス等に係る**官民オープンデータ推進**

等

※情報アクセシビリティ確保に関する施策

通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業

◆ デジタル・ディバイドを解消し、障害者や高齢者を含む、誰もがＩＣＴによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現するため、以下の助成を実施。

①デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

本省　高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、**新たなＩＣＴ機器・サービスの研究開発を行う者**に対し、**経費の２分の１（**最大3000万円）**を上限として助成金**を交付。

② 情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金

NICT　国立研究開発法人情報通信研究機構**（NICT）**を通じ、身体障害者の利便の増進に資する**通信・放送役務の提供を行う者**に対し、**経費の２分の１を上限として助成金**を交付。

（参考）助成事例

駅構内を想定した視覚障害者の歩行誘導サービス（shikAI）

地下鉄の**駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイス　から得た情報**をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、**道案内、駅構内情報、危険回避、さらには広告の提示**などを実現

shikAI システム概要

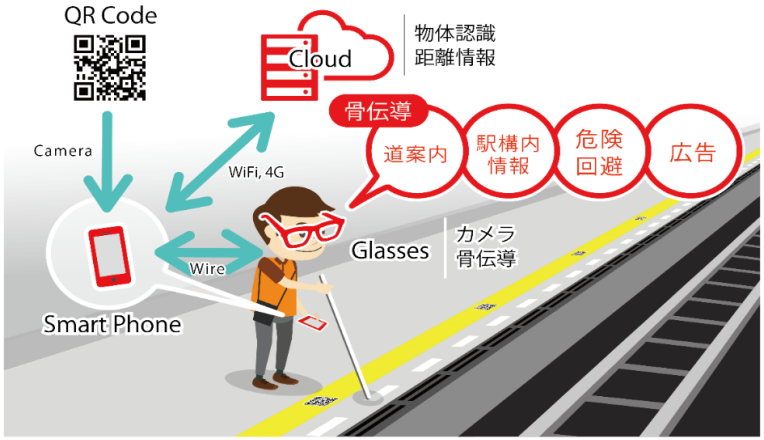

モバイル型情報保障サービス（e-ミミ）

聴覚障害者の学びを支援するため、高等学校・大学及び講習会・セミナーへの、遠隔地からのパソコン文字通訳（要約筆記）による**文字情報の配信提供**。

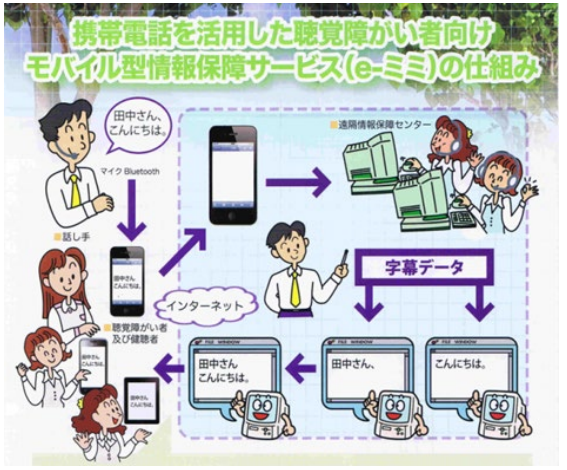

②インターネットを使って、**会場内の利用者が持っているスマートフォンやタブレット端末に字幕として表示。**

①**スマートフォンを通して送られた会場内の音声を文字へ変換。**

障害当事者参加型技術開発の推進（データベース構築）

障害者向けICT機器・サービスの開発を促進するため、開発に必要となる**技術シーズやニーズ情報、研究者情報等を集約したデータベースを整備**。

※開発メーカー、研究機関、障害者、販売事業者等が共同活用に資するデータベースを構築し、技術トレンドを踏まえ利便性の高い機器開発を支援（令和2年度にデータベースを構築、令和3年9月からNICTにおいて運営中）

課題

- 障害者のニーズや行動特性に関する情報が十分でなく、**企画段階での需要把握が不十分**。
- 障害者向け機器開発は、**中小企業が担い手**となっているところ、最新の技術シーズや研究者群を**一覧化できる情報を集約した場がない**。
- **対象となる市場規模が狭く、開発後の市場への流通・販売や資金調達を円滑に**する環境に課題。

施策の必要性

- 障害者・市場ニーズを踏まえた**利用価値の高い機器が社会に安定的・継続的に供給**されるためには、機器を供給する企業が、利用者である障害者の様々な声を直接参照することを可能とする**データベースの構築・整備**が必要。

効果

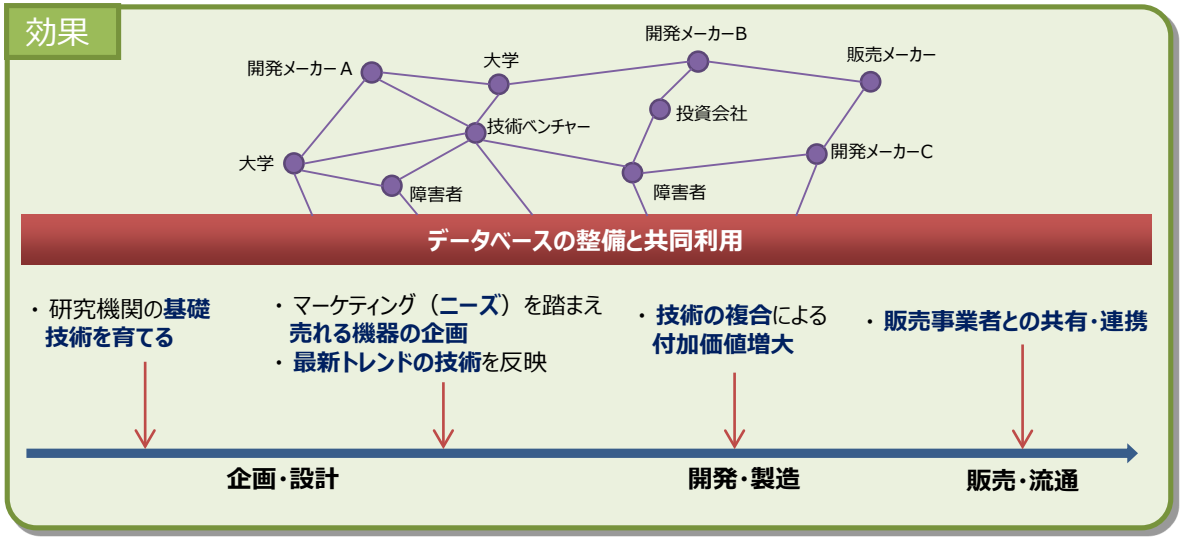

製品・サービスの開発を加速化

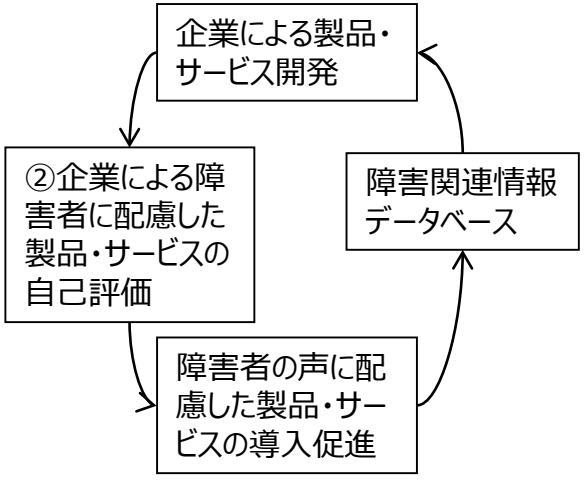

（参考）情報アクセシビリティ支援ナビ（イメージ）

Act-navi

背景色変更 白 黒 青 黄

お問い合わせ

概要 | 利用方法 | ニーズデータベース 配慮事例集 | シーズ データベース | 人材 データベース

情報アクセシビリティ支援ナビ
Act-navi

障害者等のニーズや困りごと等を基に、情報アクセシビリティに配慮した情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスの開発を促進することを目的に、情報アクセシビリティに係るニーズ情報や配慮の事例、シーズ情報、及び専門家情報を掲載しています。

概要を見る >　利用方法を見る >

ニーズデータベース 配慮事例集

障害者等の日常生活や、情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスの利用にあたってのニーズや困りごとに関する、障害者団体・研究機関等の調査結果や、適切な配慮の事例を掲載しています。

シーズ データベース

情報アクセシビリティに配慮した情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスの製品情報を掲載しています。

人材 データベース

情報アクセシビリティや、情報アクセシビリティに配慮した技術開発に見識をもつ専門家や、大学・研究機関、各種団体等の情報を掲載しています。

関係団体URLリンク集 >

お問い合わせ >

補助金や支援窓口等に関する公知情報 >

Act-navi
Copyright© 情報アクセシビリティ支援ナビ

- トップページ
- 概要
- 利用方法
- ニーズデータベース・配慮事例集
- シーズデータベース
- 人材データベース
  - 人物を検索する
  - 機関・団体を検索する
- 関連団体URLリンク集
- お問い合わせ
- 製品開発に向けた補助金や相談支援窓口等の公知情報
- 留意事項
- プライバシーポリシー

シーズデータベース

製品カテゴリ 必須

- □ パーソナルコンピュータ・タブレット
- □ 携帯電話・スマートフォン
- □ AV機器
- □ 事務用機器
- □ ソフトウェア・スマートフォンアプリケーション
- □ コミュニケーション機器
- □ 入出力機器
- □ 支援サービス
- □ その他
- □ 全て選択する
- □ 全て解除する

障害者への配慮項目 必須

- □ 視力なしでの使用(全盲)
- □ 限られた視力での使用(弱視)
- □ 色知覚なしでの使用
- □ 聴力なしでの使用(全ろう)
- □ 限られた聴力での使用(難聴)
- □ 発話能力なしでの使用
- □ 限られた器用さ又は力での使用
- □ 限られた手の届く範囲での使用
- □ 光感受性発作の最小化
- □ その他の配慮
- □ 全て選択する
- □ 全て解除する

メーカー名　選択してください

製品名

発行年月　年　月　から　年　月

フリーワード

検索する

障害者に配慮したICT機器・サービスの評価（情報アクセシビリティの確保）

○　ICT機器やサービスに誰もがアクセスできるよう、**情報アクセシビリティの確保が重要**。このため、企業が自社で開発するICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ基準を満たしているかを**自己評価する様式**（情報アクセシビリティ自己評価様式）を作成。

○　**政府情報システムの整備・管理に関する国の標準ガイドライン（デジタル庁が主管）**においては、調達する政府情報システムのアクセシビリティ対応状況の確認のために情報アクセシビリティ自己評価様式の活用が位置づけられており（令和４年４月改定）、企業等による情報アクセシビリティ自己評価様式の利活用促進のための普及啓発を実施。

（様式イメージ）

自己評価結果

情報アクセシビリティ自己評価様式（書式1　自己評価結果）

作成日：　　年　　月　　日

企業・団体名	株式会社ABC
ICT機器・サービス名称	Notebook PC
型番	DEF-GH
ICT機器・サービス概要	ノートPC
問合せ先	https://xxx.com/info/contact-abc/contact/
ウェブサイトURL	https://xxx.com/notebooks/business/

製品画像

機能性能

配慮対象項目	評価結果	概要
視力なしでの使用（全盲） 製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、視力を必要としない操作モードが用意されているか	部分的に対応している	・入出力のプライバシーをすべての人に等しく提供します。音声出力が可能な場合、自動的に画面がブランクになることはありません。 ・入出力用のデータ接続が存在する場合、業界標準の非独占的なフォーマットに準拠した1つ以上のタイプの接続を提供します。 ・タッチで操作可能で、起動しなくても触覚で判別可能な入力操作を提供します。 ・QWERTY配列のキーボードにアルファベットキーを個別に配置し、「F」「J」キーは他のキーと触覚的に区別しています。 ・時間制限のある応答が必要な場合に、タッチや音だけでなく、視覚的にも警告し、さらに時間が必要であることを指示する機会をユーザーに提供します。
限られた視力での使用（弱視、ロービジョン） 製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、限られた視力で対応可能な操作モードが用意されているか	対応している	・生体認証のみを使用しない、または異なる生体特性を使用した少なくともつの生体認証オプションを受け入れるユーザー識別または制御を提供します。 ・入出力のプライバシーをすべての人に等しく提供します。音声出力が可能な場合、自動的に画面がブランクになることはありません。 ・背景と視覚的なコントラストがあるキーや 操作部、背景と視覚的なコントラストがある文字や記号（暗い背景に明るい文字や記号、明るい背景に暗い文字や記号）を提供します。 ・時間制限のある応答が必要な場合に、タッチや音だけでなく、視覚的にも警告し、さらに時間が必要であることを指示する機会をユーザーに提供します。
色知覚なしでの使用 製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、色知覚を必要としない操作モードが用意されているか	対応する必要がない	対象外
聴力なしでの使用（全ろう） 製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、聴	対応している	・可聴信号は、情報を伝える、動作を示す、反応を促す、あるいは視覚的要素を識別するための唯一の手段ではありません。

技術基準

技術基準（JISx8341シリーズ（JISx8341-2：パーソナルコンピュータ））

	項目名	規格内容	評価
5.4	誤操作の回避及び簡単な操作の支援		－
5.4.1	本体の安定性	…本体が倒れないか、又は利用しようとする典型的な設置面を乗らないことが望ましい。	○
5.4.2	"オン／オフ"操作部の 位置	…場所に置くことが望ましい。	○
5.4.3	留め金（ラッチ）の操作	…動作が例えば、留め金が開いている間に行う操作は、片手でできることが望ましい。	○
5.4.4	カバー及びフラップの操作	…利用者が簡単に操作部を利用できるように設計されていることが望ましい。	

障害種別毎に、技術基準（※）に照らして自己評価を実施

○評価項目（例）
- ✓　見えにくさに配慮したアクセス
- ✓　色認識を必要としないアクセス
- ✓　聞こえにくさに配慮したアクセス
- ✓　発声・発話を必要としないアクセス

（※）JIS　X8341シリーズ：高齢者・障害者等配慮設計指針ー情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス

（参考）米国における情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組み（VPAT）

【VPAT (Voluntary Product Accessibility Template）】

○VPATとは、各企業が自社のICTに関連する機器、アプリ、Webサイト等が**法令等のアクセシビリティの基準を満たしているかどうかを記載するための自己申告用のフォーマット**。**ITI（米国情報技術工業協議会）が作成**、更新。

○現在のVPATバージョン2.3は、**リハビリテーション法第508条の技術基準（米国）、EN 301 549（EU）及び W3C/WAI WCAG 2.0, 2.1*（or ISO/IEC40500）に対応**。

*World Wide Web Consortium (W3C) が作成したウェブコンテンツのアクセシビリティガイドライン

○各企業は、法令等の各基準に準拠しているかをVPATに記入し、自社のWebサイト等で公開するのが一般的。

○なお、**リハビリテーション法第508条**では、連邦政府が電子情報機器を調達する際には、アクセシブルな機器を調達しなければならないと定められているため、**技術基準を満たしていなければ入札において不利に**なる。

※企業のVPAT公表例

IBM Accessibility Conformance Report

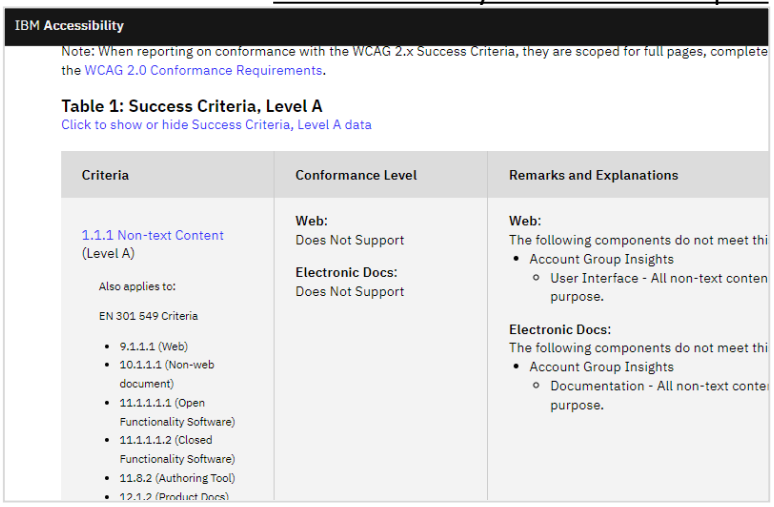

IBM Accessibility

Note: When reporting on conformance with the WCAG 2.x Success Criteria, they are scoped for full pages, complete
the WCAG 2.0 Conformance Requirements.

Table 1: Success Criteria, Level A

Click to show or hide Success Criteria, Level A data

Criteria	Conformance Level	Remarks and Explanations
1.1.1 Non-text Content (Level A) Also applies to: EN 301 549 Criteria • 9.1.1.1 (Web) • 10.1.1.1 (Non-web document) • 11.1.1.1.1 (Open Functionality Software) • 11.1.1.1.2 (Closed Functionality Software) • 11.8.2 (Authoring Tool) • 12.1.2 (Product Docs)	**Web:** Does Not Support **Electronic Docs:** Does Not Support	**Web:** The following components do not meet thi • Account Group Insights ◦ User Interface - All non-text conten purpose. **Electronic Docs:** The following components do not meet thi • Account Group Insights ◦ Documentation - All non-text conte purpose.

Apple Accessibility Conformance Report

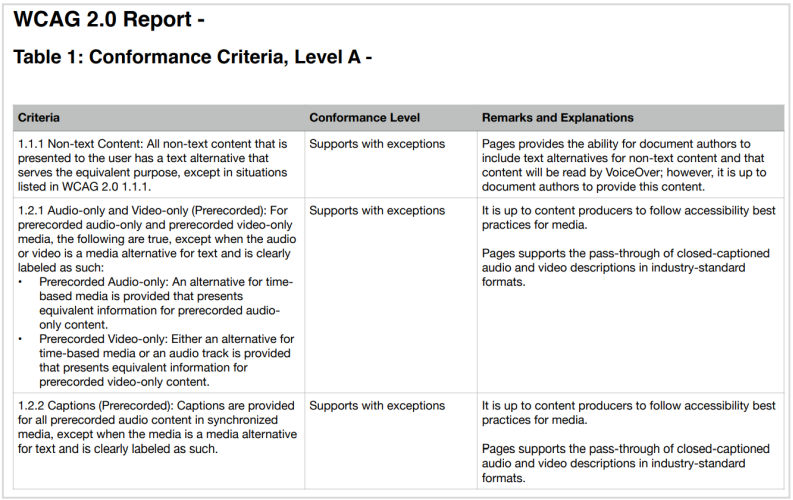

WCAG 2.0 Report -

Table 1: Conformance Criteria, Level A -

Criteria	Conformance Level	Remarks and Explanations
1.1.1 Non-text Content: All non-text content that is presented to the user has a text alternative that serves the equivalent purpose, except in situations listed in WCAG 2.0 1.1.1.	Supports with exceptions	Pages provides the ability for document authors to include text alternatives for non-text content and that content will be read by VoiceOver; however, it is up to document authors to provide this content.
1.2.1 Audio-only and Video-only (Prerecorded): For prerecorded audio-only and prerecorded video-only media, the following are true, except when the audio or video is a media alternative for text and is clearly labeled as such: • Prerecorded Audio-only: An alternative for time-based media is provided that presents equivalent information for prerecorded audio-only content. • Prerecorded Video-only: Either an alternative for time-based media or an audio track is provided that presents equivalent information for prerecorded video-only content.	Supports with exceptions	It is up to content producers to follow accessibility best practices for media. Pages supports the pass-through of closed-captioned audio and video descriptions in industry-standard formats.
1.2.2 Captions (Prerecorded): Captions are provided for all prerecorded audio content in synchronized media, except when the media is a media alternative for text and is clearly labeled as such.	Supports with exceptions	It is up to content producers to follow accessibility best practices for media. Pages supports the pass-through of closed-captioned audio and video descriptions in industry-standard formats.

（参考）障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法（概要）

目的（１条）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し共生社会の実現に資する

基本的施策（11条～16条）

(1)障害者による情報取得等に資する機器等（11条）

①**機器・サービスの開発提供への助成**、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
②利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援
③**関係者による「協議の場」の設置**　　など

(2)防災・防犯及び緊急の通報（12条）

①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進
など

(3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（13条）

①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
②事業者の取組への支援　　など

(4)障害者からの相談・障害者に提供する情報（14条）

国・地方公共団体について
①相談対応に当たっての配慮
②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

(5)国民の関心・理解の増進（15条）

○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実　　など

(6)調査研究の推進等（16条）

○障害者による情報取得等に関する**調査研究の推進・成果の普及**

○障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（９条）
○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（10条）

（参考）デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（アクセシビリティに関する事項）

○デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（デジタル社会推進会議幹事会決定、2022年４月20日最終改正）

デジタル社会形成基本法及びデジタル庁設置法、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に基づき、サービス・業務改革並びにこれらに伴う**政府情報システムの整備及び管理について、その手続・手順に関する基本的な方針**及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府共通のルールとして、**「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」を策定**。

第３編 ＩＴマネジメント
第５章 要件定義

１）要件定義書の記載内容

ウ 非機能要件の定義
a）**ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項**
情報システムの各機能におけるユーザビリティ及びアクセシビリティについて、日本産業規格等を踏まえつつ、情報システムの利用者の種類、特性及び利用において配慮すべき事項等を記載するとともに、国民向けの情報システムの整備に当たり、デジタルデバイドが是正され、**全ての国民がその恩恵を受けられるよう、ユニバーサルデザインの考え方等に配慮**するものとする。
具体的には、**障害者・高齢者を始めとして誰もがＩＣＴ機器・サービスにアクセスできるよう**、整備する政府情報システムの内容に応じ、総務省が公開している**情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版ＶＰＡＴ）の書式に基づき、アクセシビリティへの対応状況（あるいは対応予定）を記載するように応札者に求める**ことで、可能な限り、障害の種類・程度を踏まえた対応状況を確認することにより、環境整備の推進に努める。

第４　デジタル社会に向けての理念・原則　（抜粋）

１．誰一人取り残されないデジタル社会の実現

②　デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備

令和３年度（2021 年度）以降、政府等の公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。視覚・聴覚のみならず、知的障害も含め、様々な障害の種類・程度や利用者側のニーズとデジタル機器・サービスの開発を行う企業等のシーズのきめ細かなマッチングを実現するとともに、具体的な障害者向けデジタル機器・サービスに関する情報共有（当該機器・サービスを活用し、障害者や高齢者等を支援する場合の支援方法等を含む。）のための関連情報のデータベースの整備及び利用促進を図る。

視覚・聴覚障害者向け会議支援システム等、障害者、高齢者等の利便の増進に資するデジタル機器・サービスの研究開発の推進及びその普及を図ると共に、視覚障害者等が電子書籍を利用するための端末機器等の研究開発の推進や導入支援を行う。

（中略）

企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準に適合しているかどうか自己評価し、公表する仕組み（「日本版 VPAT」）等の普及展開を引き続き推進するとともに、令和４年（2022年）４月の「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」の改定により、政府情報システムに係る調達において「日本版VPAT」の書式を用いて、障害の種類・程度を考慮した確認を求めることとする。

（参考）障害者基本計画（第5次）（令和５年３月１４日閣議決定）

３．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実　＜※関連記述を抜粋＞

（略）

（１）情報通信における情報アクセシビリティの向上

○　障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、**障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の**企画、**開発及び提供**を促進する。［3-(1)-1］

（略）

○　企業等が自社で開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準（JIS X 8341シリーズ等）に適合しているかどうかを自己評価するチェックシートである**「情報アクセシビリティ自己評価様式」等の普及展開を促進**する。また、引き続き、**デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにのっとり、政府情報システムに係る調達において当該様式などを用いて、障害の種類・程度を考慮した確認を求める**。［3-(1)-4］

○　公共インフラとしての**電話リレーサービスが、国民に広く認知及び理解され、その利活用が推進されるよう関係機関と連携して取組を推進するとともに、利用者ニーズや今後の技術の進展等を踏まえたサービス提供内容の充実を図る**。また、銀行や保険会社等の金融機関に対し、顧客に対して電話にて提供されているサービスについては、**電話リレーサービスを利用した場合であっても同様に提供されるよう促す**とともに、その対応状況をフォローする。［3-(1)-7］

（略）

（４）行政情報のアクセシビリティの向上

（略）

○　各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、最新のウェブアクセシビリティ規格を踏まえ、必要な対応を行う。また、**「みんなの公共サイト運用ガイドライン　」について必要な見直しを行うこと等により、公的機関等のウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進**する。［3-(4)-2］

○　各府省における行政情報の提供等に当たっては、ＩＣＴの利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行う。［3-(4)-3］

○　災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した**多様な伝達手段や方法による情報伝達**の体制や**環境の整備**を促進する。［3-(4)-4］